

**(国税庁事業)****Hong Kong International Wine & Spirits Fair 2020****ジャパンパビリオン 出品案内書****出品料無料にて出品・オンライン商談参加を募集！****■ ■ 申込締切：2020年8月7日（金） ■ ■**

国税庁（実施：JETRO）は、日本産酒類の海外における認知度向上を図るとともに、国内酒類関係事業者と海外酒類関係事業者との商談を支援し、日本産酒類の更なる輸出促進を目的に、香港で開催されるアジア最大級の酒類専門見本市「Hong Kong International Wine & Spirits Fair 2020」にて、国内酒類関係事業者が参加する「ジャパンパビリオン」を設置するとともに、オンラインによる商談を実施します。

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により現地への渡航が制限されることを踏まえ、日本にいながらして新たなバイヤーとの出会いや商談機会を確保できます。

なお、本展示会への出品には、従来と異なる点が多くありますので、詳細をご一読いただき、ぜひ出品をご検討下さい。

**出品方式について（オンライン商談）**

- オープンで解放感のあるジャパンパビリオンを設計し、来場バイヤーが調達したい商品を見つけやすいようレイアウトを工夫して皆様の商品を配置します。
- ジャパンパビリオンに来場したバイヤーが商品に関心を示したら、すぐにオンライン商談（または商談予約）へとつながります。
- 現地渡航は任意とします。出品者様が現地渡航しない場合は、JETROが商品等を陳列します。ジャパンパビリオンを訪れたバイヤーが、商品や販促物を手に取りながら、日本にいる出品者様とオンライン商談がスムーズに行える環境を用意します。
- 各社様の現地在住スタッフ、インポーター等がアテンドされる場合、また新型コロナウイルス感染症の終息等により日本からの渡航が可能となった場合は、パビリオン内での Face to Face の商談を行って頂くことも可能です。この場合、商品等の陳列や試食提供、バイヤー対応は出品者様ご自身で行うことができます。
- **ジャパンパビリオンのデザインは小間を区切る形式ではなく、壁のないオープンスペースとなります。出品料は「無料」です。**商品や販促物は、各社様に割り当てられた展示棚・ショーケースに配置します（サイズ等詳細は未定、常温の商品のみ陳列可能）。冷蔵庫・冷凍庫は原則として共有キッチンに設置されるものをご使用いただく予定です。
- 食中毒等の懸念があることから、現地アシスタントが試食提供を行うのは調理を伴わない商品に限ります。ま

た、現場の状況によっては調理を伴わない商品であっても試食提供ができない可能性もありますのでご承知おきください。

## 見本市概要

### 全体概要

- 会期：2020年11月5日（木）～7日（土）
- 会場：香港コンベンション&エキシビション・センター
- 主催：香港貿易発展局（HKTDC）
- 前回の出品者数：1,075社・団体、30カ国・地域
- 前回の来場者数：15,248人（トレードバイヤー）
- 主催者ウェブサイト：<https://event.hktdc.com/fair/hkwinefair-en/HKTDC-Hong-Kong-International-Wine-and-Spirits-Fair/>

### ジャパンパビリオン概要

- 会期と会場：同上（来場資格：5・6日は主としてバイヤー関係者のみ、7日は現地一般消費者来場を含む。）
- 主催：国税庁
- 実施：日本貿易振興機構（JETRO）
- 予定規模：企業ブース22社・団体程度
- 出展エリア：酒類全般エリア、ウイスキー&スピリッツエリア（各々出展位置未定）
  - ※出品物が蒸留酒の場合、出品希望エリアの選択が可能です。
  - ※2020年の出展位置は未定ですが、酒類全般エリアとウイスキー&スピリッツエリアは離れた場所での設置となります。
- 対象者：日本産酒類の輸出に意欲的な我が国企業・団体等



## 出品の要件

本事業はジャパンパビリオンに出品物を陳列し、オンラインにて商談を実施します。出品要件は以下の通り。

1. 現地で販売可能な日本産酒類であること。
  - ご参考：JETROウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」  
<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>
2. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 会場入りの有無に関わらず、当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果を国税庁及びJETROに報告すること。会場入りしない場合はオンラインで商談可能な体制をとること。バイヤーに対して、商品紹介や代理店紹介程度に終

始せず、取引希望量や価格交渉等、実際の取引成約に向けた商談を行うこと。

5. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
6. 英語又は現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、国税庁及びジェトロが求めた際は速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合、事業開始までに揃え、国税庁及びジェトロが求めた際は速やかに提出すること。
7. 国税庁及びジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にアンケート等に協力すること。
8. 出品案内書の内容、条件に同意していること。
9. テレビ会議システムを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、会期中、会場との通信に支障をきたさないこと。

## 出品形態について

### 出品形態とは

企業・団体等の単位で出品する「単独出品」のほか、自治体・業界団体（＝代表出品者）が企業を取りまとめる「代表出品」、代表出品者の傘下で企業・団体（＝孫出品者）が出品する「孫出品」の3形態があります。

### 代表出品者の要件

代表出品者は、上記「出品の要件」に加えて下記の要件も満たす必要があります。

1. 責任をもって孫出品者への事務連絡を行うこと。
2. 本事業に関して発生した孫出品者の損害及び不利益について責任を負うこと。
3. 本事業に関して孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、自らの責任と費用負担においてこれを解決すること。
4. 全ての孫出品者が上記「出品の要件」を満たしていることを保証すること。
5. 出品案内書の内容、条件を予め孫出品者に周知し、その了解を得ていること。
6. 選考の結果、孫出品者が出品できない可能性があることについて了解していること。
7. 本事業に関して、孫出品者に対し営利活動（出品料の徴取、提供するサービスに関する実費を超える費用の請求等）を行わないこと。

## 申し込み・出品の流れ

### 参加申込（締切：2020年8月7日（金））

- イベント情報ページより「申し込みフォーム」へアクセスのうえ、必要事項（企業情報および出品予定商品情報）をご登録ください。

- ジェトロ イベント情報ページ（Hong Kong International Wine & Spirits Fair 2020 ジャパンパビリオン）：

<http://www.jetro.go.jp/events/afb/560d1d414b809ed1.html>

### 選考および結果通知（2020年8月下旬予定）

- 応募情報等を参考に、出品する事業者を決定します。選考結果は、上記で登録いただいたメールアドレス宛てにお知らせします。

### 出品者説明会（2020年9月中旬～下旬開催予定）

- 出品に関する諸手続き、現地の最新市場情報やその他注意事項等のご連絡のほか、ご希望の方には会期までにオンラインでの個別相談等の実施を検討しています（詳細は後日連絡）。

### テレビ会議システムインストール（2020年9月以降随時）

- 当日のオンライン商談用に、ジェトロが指定するテレビ会議システムを皆様のコンピューター等にインストールしていただきます。詳細は追ってご連絡します。

### 会期当日（2020年11月5日（木）～7日（土）、準備日：2020年11月4日（水））

- 出品者様が会場入り（現地渡航）しない場合、ジェトロが商品等を陳列します。バイヤーが貴社商品に興味を持った際はテレビ会議システムにてご連絡しますので、その場で対応をお願いします。
- **現地渡航の有無に関わらず、毎日のアンケートにご回答ください。**
- 会場での出品物販売は、主催者により禁止されています。

### 会期後

- ジェトロによるフォローアップアンケートにご回答ください。

## 出品者選考について

登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則して国税庁及びジェトロが出品者を選考します。なお、選考の詳細は回答致しかねます。

1. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
2. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
3. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
4. 応募者の認証取得等
5. 応募者の商流
6. 前年度の参加事業における成約実績
7. 日本で登記している事業者か

## 8. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

### 費用負担について

- 主催者（国税庁）の負担：
  - ジャパンパビリオン設置・運営に係る経費（会場費、施工費等）
  - 現地（香港）側オンライン商談設備費・通信費に係る経費
  - 出品者ブース基礎備品
    - ・社名版
    - ・テーブルカウンター
    - ・椅子
    - ・電源
    - ・アイスペール、トンガ、氷
    - ・ゴミ箱
    - ・吐きつぼ
    - ・試飲用ワイングラス
  - 通訳兼アシスタント（希望者のみ）
    - ※ 出品者専属の通訳兼アシスタント（希望者のみ）を手配します。
  - 来場バイヤーへの試飲提供アシスタント（オンライン上で参加される出品者対象・希望者のみ）
  - 出品者バッジの提供
  - 来場者向けジャパンパビリオン出品商品パンフレット作成
  - バイヤー向けジャパンパビリオン案内状作成・発送

- 出品者の負担：

上記主催者の負担以外に係る経費は出品者にご負担頂きます。主なものは次のとおりです。

- 輸送に要する経費
  - ※ 展示会場への出品物等の輸送・通関は各出品者の責任の下、行って頂くことになります。出品者確定後、展示会主催者（香港貿易発展局）のオフィシャルフォワードerおよび日本での提携先等をご紹介します。各出品者をご自身で選定し、直接手続きいただけます。その際は、事前の見積入手をお勧めします。また、既に香港への輸送ルートをお持ちの場合は、独自に輸送手配頂いても構いません。いずれの場合も、出品物の輸送、通関および展示会場への搬入が確実に行われるよう、出品者の責任において手配頂きますようお願いいたします。
- 追加備品等に要する経費
  - ※ ジャパンパビリオン共通で各出品者ブースに用意する備品以外に出品者が特別又は独自に必要なと

する設備・備品等の設置・借上、撤去等に要する経費

- 出品者等の現地渡航に要する経費（渡航費、宿泊費、海外旅行保険費等）
- 出品物の試飲に係る費用
- 出品物および出品者ブースに持ち込む出品者所有物に係る盗難保険料
- オンライン商談に伴う日本側での通信料（出品者のインターネット通信費等）
- その他、前項「主催者の負担」に定める以外の経費

## 留意事項

1. 出品者は、香港域内ルールを順守すると共に、本見本市の会場に会場に来場する場合、感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者又はこれらの者との濃厚接触者を本見本市に会場させないでください。万一、感染症の疑いのある者又はこれらの者との濃厚接触者が会場に会場したことが判明した場合には、直ちに国税庁及びJETROに報告し、その指示に従ってください。これらの対策にあたっては、開催地政府及び主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。
2. 本出品案内書に定めのない事項は、国税庁及びJETROがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
3. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、JETRO内のデータベースに登録し、関連事業、JETRO及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、JETROが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本商談会に関するプレスリリース、JETROホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。
4. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後JETROが実施する事業の選考において不利となることがあります。
5. 出品申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出品することが国税庁及びJETROの信用を毀損する恐れがある場合は、出品をお断りすることがあります。
6. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、JETROにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
7. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
8. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後JETROが実施する事業の選考において不利となることがあります。
9. 会場全体の基本構成、出品位置等は国税庁及びJETROが決定します。ご希望に沿えないことがありますので、ご了承ください。

10. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
11. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
12. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
13. 見本市主催者の指定業者を装う者から出品者に対して、広告や宿泊手配等の勧誘が報告されています。詐欺的商法の可能性があるため十分ご注意ください。また、このような勧誘を受けた場合には、JETROにご報告ください。

## 免責規程

1. 天災、感染症の蔓延、交通機関の乱れ、現地情勢等に鑑み、展示会主催者、国税庁及びJETROの判断により本事業及び関連事業の全部又は一部が変更・延期・中止となることがあります。その場合、出品に要した経費や事業の変更・延期・中止に起因・関連する一切の損害（航空券代等のキャンセル料を含みますが、これに限られません）について、国税庁及びJETROはこれを負担しません。
2. 見本市会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、国税庁及びJETROは一切の責任を負いかねます。

## お問い合わせ

### 【本事業】

JETRO 農林水産・食品事業推進課（担当：福田、柴田、杉野、細山）

Email:afb-wine@jetro.go.jp／Tel：03-3582-5546

### 【輸出に関する規制関連】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 <受付時間>平日 9時～12時/13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄りのJETROでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

## ご参考：規制関連

JETROウェブサイト「日本からの輸出に関する制度（国・地域別に見る）」

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>